

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	作業ヤード整備工 置換工 ブロック⑭、⑫の特殊掘削A1、A2の数量	金抜設計書 作業ヤード整備工 置換工 特殊掘削A1、A2の数量は、閲覧資料「38_下部工北工事数量計算書[A1～P19].pdf」§4 置換え工土工より計上されていると思われます。設計図 244/277 置換工図(その1)において、表 置換工の特殊掘削区分に、⑭外回りはA1と記載されていますが、数量計算書P645 STA 135+83.500～136+31.300に特殊掘削A2で数量が計上されています。また、246/277 置換工図(その3)において、⑫外回りもA1と記載されていますが、数量計算書 P643、644 STA 144+0.000～144+40.000(図面測点はSTA 143+95.000～144+40.000)に特殊掘削A2で数量が計上されています。積算はこの数量を使用して行い、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうかご教示ください。	作業ヤード整備工 置換工 ブロック⑭、⑫の特殊掘削A1、A2の数量については、設計図244、246/277に示すとおりです。
2	作業ヤード整備工 置換工 ブロック⑪の特殊掘削A1、A2の数量	設計図272/277 自立式土留め工図(その6)において、P18の構造物掘削の土留工施工のため、鋼矢板の残置が記載されていますが、P18の土留工はⅣ型の鋼矢板を使用するため、Ⅲ型の残置は行われないと考えます。このため、外回りの特殊掘削は、A1となると思われます。積算はA2の数量で行い、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうかご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
3	構造物掘削 A1 土留工 P7～P13の残置鋼矢板	掲載日R3.10.14 質問書に対する回答6.pdf、12)において、「他工事施工済の鋼矢板の損料については、本工事に含まれていないため、契約締結後に別途協議事項とお考えください。」とありますが、鋼矢板の引抜は計上されているのでしょうかご教示ください。	他工事施工済みの鋼矢板の引抜については本工事に含まれていないため、契約締結後に別途協議事項とお考えください。
4	作業ヤード整備工 特殊掘削A1、A2 ブロック⑤ ブロック⑦自立式土留工数量	ブロック⑤における橋軸直角方向終点側の鋼矢板及びブロック⑦における橋軸直角方向起点側の鋼矢板の数量が計上されていないと思われます。積算は、この計上されていない数量で鋼矢板の打込み、引抜き、鋼矢板賃料、仮設材運搬費を計上し、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	ブロック⑤における橋軸直角方向終点側の鋼矢板及びブロック⑦における橋軸直角方向起点側の鋼矢板については、設計図245、269、270/277に示すとおり、他工事にて施工済みのため、損料等については契約締結後に別途協議事項とお考えください。